

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る島根県立大学の教育・研究・諸活動に関する方針

(この大学方針は国や島根県の通知(知事メッセージや県からのお願い等)を踏まえて大学独自に方針を定めたものです。)

R5.4.1

※赤字が今回の変更箇所です。

キャンパス	教育・研究活動(準備含む)	授業(講義・演習・実習)	インターンシップ(IS)	就職活動	学生の構内立ち入り 学外者のキャンパス訪問	クラブ・サークル活動、ボランティア活動	学生のアルバイト	学生の大学施設利用(体育館・グラウンド等)	大学施設の外部貸し出し	図書館	学内会議	事務体制	学生寮の運営	県境をまたぐ移動と健康観察	学生の海外渡航	その他
浜田 ※4/1から			インターンシップ等(インターンシップ、キャリア教育、オープンカンパニー(仕事体験など))への参加の際は受け入れ先の指示に従ってください。なお、必ず「就業体験編」を学務課キャリア支援室に提出してください。 ※当項目の方針は、今後状況に合わせて変更することがあります。	対面の機会では、受け入れ先の指示に従って参加してください。 ※当項目の方針は、今後状況に合わせて変更することがあります。	学外者のキャンパス訪問を許可します。高大連携活動及び入試広報イベントについては、別に定めるガイドラインに準ずることとします。	別に定める「クラブ・サークル等活動におけるコロナ対策ガイドライン」、「ボランティア活動参加に関するコロナ対策ガイドライン」に従ってください。各ガイドラインは、感染状況等を踏まえ適宜更新します。										
松江 ※4/1から	引き続き、感染防止に配慮して、教育・研究活動を行います。 なお、人との距離が密接する場合は、マスク着用を推奨します。	2023年度 春学期の授業	就業体験やインターンシップ活動等を行う際は、事前に学務課キャリア担当(保育・教育職ボランティアは教職センター)へ活動予定を報告してください。	基本的な感染対策を徹底し、活動をする各都道府県のごガイドラインを順守して就職活動を行なってください。	基本的な感染防止対策(マスク着用の推奨・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避・換気)に最大限の配慮をしていただき、学外者のキャンパス訪問については許可します。	<クラブ・サークル活動> 別に定める「クラブ・サークル等活動におけるコロナ対策ガイドライン」に従ってください。 <ボランティア活動> 十分な感染予防措置がされている施設・事業所であることを前提とし、自らの感染拡大防止対策に最大限の配慮を行って下さい。別に定める「ボランティア活動参加に関するコロナ対策ガイドライン」に従ってください。			利用目的や感染予防の取り組み、活動計画等を吟味し個別に判断します。 おはなしレストランライブラリーについては、基本的な感染防止対策を行いません。	学生・教職員に加え、感染防止上、学外者の利用を受け入れます。	学内会議は、対面で実施します。なお、引き続きオンライン会議も併用します。	通常の勤務を行います。	学生寮は集団生活の場であり、個人のプライバシーを尊重しつつ、コロナ禍の現状では寮生各自の行動に一層の責任が求められます。寮生は各寮の規則を遵守し、各寮においてコロナ対策として定められたガイドライン等に従ってください。	<県境をまたぐ移動について> ➤感染症対策を継続する。(マスク着用の推奨、手指洗浄、3密の回避等) <健康観察について> ・常時、健康観察(体温測定)を行い、体調不良時は極力外出しないでください。 ・新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合(発熱、咳、味覚症状等)は、かかりつけ医または最寄りの保健所に連絡してください。 ・新型コロナウイルス感染症への感染が判明した、もしくは濃厚接触者となった場合は、速やかにこころからの相談まで連絡してください。	外務省の海外安全ホームページ上における、海外安全情報の危険レベル及び感染危険レベルが2以上の国(地域)への渡航中止もしくは延期を要請します。但し、協定留学については各キャンパスが別に定めるガイドラインに準じて、プログラム開始の2か月前を目安に渡航の可否を決定します。海外で実施するプログラムについては該当プログラムの履修登録期間までに実施の可否を決定します。(出雲キャンパスにおいては春学期のプログラムは2月末までに、秋学期のプログラムは8月末までに実施の可否を決定します。)	換気のため教室や各事務室の扉や窓は常時又は適宜開放します。
出雲 ※4/1から			WEB形式の活動を主とすることを推奨します。 引き続き島根県外への移動が必要な場合は、『移動予定申請書』にて移動予定をチャーターに報告することとします。なお、寮生は地域に関係なく外泊する場合は外泊届を寮母に提出してください。 その他、臨地実習のある学生は「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示した内容を守ってください。	WEB形式の活動を主とすることを推奨します。 その他、臨地実習のある学生は「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示した内容を守ってください。	学生は(Covid-19への罹患中または濃厚接触者でない場合)は、構内に立ち入ることができませんが、大学施設の利用については「学生の施設利用」及び「図書館」欄に示すとおりとします。 なお、引き続き日々の健康観察や感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避)を励行してください。 学外者は、感染拡大防止対策に最大限の配慮をしていただき、キャンパス訪問を許可します。高大連携活動及び入試広報イベントについては、別に定めるガイドラインに準ずることとします。	サークル活動・ボランティア活動は、事前の活動計画に基づき、しっかりとした感染対策を取ったうえで活動してください。		○学生ラウンジ・自習室 ・平日8:30~20:00に開放します。 ※利用する際は、必ず利用する際に必要事項を記入してください。 ○パソコン実習室 平日8:30~18:00の間授業時間以外の利用可 ○体育館 平日9時~21時 ①18:20~19:20②19:45~20:45 土日9時~16時 ③9:00~12:00④13:00~16:00 ※①②及び③④とも各1団体のみ利用とします。 ○トレーニングルーム 平日9時~20時 施設を利用する際は、マスク着用、手洗い・手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保、換気を心がけてください。			平日8時45分から20時の間ご利用を許可します。なお、一度に利用する人数に制限を設け、感染対策を行います。学生・教職員以外の利用は禁止とします。ただし、実習施設の実習指導者に限り利用を許可します。	学内会議は、対面またはオンラインで実施します。対面の場合は、引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用・手洗いや手指消毒)の励行・3密状態の回避)に最大限の配慮をして実施します。	引き続き、感染拡大防止対策(マスク着用、手洗い、手指消毒、3密の回避)に最大限の配慮を行います。	文部科学省が示すガイドラインを遵守した寮運営を行います。寮生は、感染拡大防止対策を徹底していただきます。	・常時、健康観察(体温測定)を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。 ・寮生は、寮母に外泊届を寮母に提出してください。提出のない場合は、無断外泊、虚偽記載は退寮の対象になることがあります。 ・県外の都道府県へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。 ・感染症対策を徹底する。(マスク、手指洗浄、3密の回避等) ・繁華街への夜の外出は控える。 ・会食などの際も、いわゆる3密を避ける等の感染症対策が十分にとられない店舗や施設の利用は控える。 ・就職活動やインターンシップ等の理由で島根県外に滞在していた場合は、必ず帰県後7日間は健康観察を行うこと。また、 熱発及び体調不良時には大学への連絡(保健管理委員長、チャーター、保健室)を徹底すること。 ・臨地実習を予定する学生は、臨地実習受け入れ先が定める県外移動制限や県外者との接触の制限、健康観察期間内の行動制限を順守すること。	